

最近公布した条例のあらまし

公布日 令和2年6月1日

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例	市民協働推進課
<ol style="list-style-type: none"> 1 個人市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるものとした。(別表関係) 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 3 厚木市市税条例(平成12年厚木市条例第22号)について、地方税法第314条の7第1項第4号に規定する条例で定める寄附金に係る改正を行うこととした。 	
厚木市立ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例	環境事業課
<ol style="list-style-type: none"> 1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第8条第1項の規定により選出した民間事業者を指定管理者として指定するため、所要の措置を講ずることとした。(第12条関係、第13条関係及び第14条関係) 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 	
厚木市市税条例の一部を改正する条例	市民税課
<ol style="list-style-type: none"> 1 地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続を定めるほか、所要の措置を講ずることとした。(附則第13項関係及び附則第27項関係) 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 	
厚木市介護保険条例の一部を改正する条例	介護福祉課
<ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に係る申請期限の特例を設けるため、所要の措置を講ずることとした。(第10条関係) 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 	
厚木市立病院の診療費等に関する条例の一部を改正する条例	医事課
<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度診療報酬改定に伴い、使用料の額の改定及び新設を行うとともに、手数料の額を改定するため、所要の措置を講ずることとした。(別表第1関係及び別表第2関係) 2 この条例は、令和2年10月1日から施行することとした。 	

公布日 令和2年8月19日

厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	こども育成課
<ol style="list-style-type: none"> 1 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例において同法を引用している規定を整理するため、所要の措置を講ずることとした。(第1条関係) 2 この条例は、令和2年9月10日から施行することとした。 	

公布日 令和2年10月6日

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	行政総務課
1 厚木市学校給食センターPFI事業者選定委員会を廃止するため、所要の措置を講ずることとした。(別表関係) 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例について、附属機関の委員に係る規定を削るための改正を行うこととした。	

公布日 令和2年11月30日

厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
1 厚木市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の措置を講ずることとした。(第1条関係及び第2条関係) 2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。	
厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	職員課
1 常勤特別職職員の期末手当の支給割合を改定するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした (1) 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例(第1条関係及び第2条関係) (2) 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(第3条関係及び第4条関係) 2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。	
厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	職員課
1 一般職職員及び特定任期付職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿った改定をするため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。 (1) 厚木市職員の給与に関する条例(第1条関係及び第2条関係) (2) 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第3条関係及び第4条関係) 2 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。	

公布日 令和2年12月22日

厚木市市税条例の一部を改正する条例	市民税課
1 地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税均等割の非課税限度額を引き上げるほか、所要の措置を講ずることとした。(第10条関係、第12条関係、第15条関係、第20条の2関係、第21条関係、第22条の2関係、第27条の3関係、第49条関係、附則第11項関係及び附則第28項関係) 2 この条例は、一部の規定を除き、令和3年1月1日から施行することとした。 3 この条例による改正後の第10条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によることとした。 4 この条例による改正後の第27条の3の規定は、施行日以後に同条に規定する現所有者であることを知った者について適用することとした。	

厚木市諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例	財政課
<p>1 地方税法の一部改正に伴い、延滞金の割合の特例に係る規定について、地方税法に準じて改正するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市諸収入金に対する延滞金徴収条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市国民健康保険条例（第2条関係）</p> <p>(3) 厚木市公共下水道事業受益者負担に関する条例（第3条関係）</p> <p>(4) 厚木市介護保険条例（第4条関係）</p> <p>(5) 厚木市後期高齢者医療に関する条例（第5条関係）</p> <p>(6) 厚木市看護師等奨学金貸付条例（第6条関係）</p> <p>2 この条例は、令和3年1月1日から施行することとした。</p>	
厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例	環境事業課
<p>1 一般家庭から排出される粗大ごみの処理に係る手数料の額を改定するため、所要の措置を講ずることとした。（別表関係）</p> <p>2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に搬入される廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前に搬入された廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例によることとした。</p>	
厚木市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	交通安全課
<p>1 新設する市営自転車駐車場の名称、位置、駐車料の額等を定めるため、所要の措置を講ずることとした。（第2条関係、別表第1関係及び別表第2関係）</p> <p>2 この条例は、令和3年5月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市営自転車等駐車場条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。</p>	
厚木市火災予防条例の一部を改正する条例	予防課
<p>1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備に係る基準について改めるほか、所要の措置を講ずることとした。（第8条の3関係、第11条の2関係及び第44条関係）</p> <p>2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によることとした。</p>	

<p>厚木市建築関係手数料条例</p>	<p>建築指導課</p>
<p>1 地方自治法第227条の規定により徴収する手数料のうち、建築基準法に規定する事務その他建築関係事務に係る手数料の徴収について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとした。（第1条関係）</p> <p>2 手数料を徴収する事務及びその金額について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとすることとした。（第2条関係）</p> <p>(1) 建築基準法に関する事務 別表第1</p> <p>(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する事務 別表第2</p> <p>(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律に関する事務 別表第3</p> <p>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する事務 別表第4</p> <p>(5) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に関する事務 別表第5</p> <p>(6) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に関する事務 別表第6</p> <p>3 手数料は、確認、許可、検査等の申請の際に徴収することとした。（第2条関係）</p> <p>4 既納の手数料は、還付しないこととした。（第2条関係）</p> <p>5 郵便により許可通知書その他の書類の送付を求めようとする者からは、郵送料を徴収することとした。（第3条関係）</p> <p>6 規則で定めるところにより、手数料を減免することができることとした。（第4条関係）</p> <p>7 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることとした。（第5条関係）</p> <p>8 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。</p> <p>9 厚木市手数料条例について、建築基準法に規定する事務その他建築関係事務に係る規定を削るための改正を行うこととした。</p>	
<p>厚木市立ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例</p>	<p>環境事業課</p>
<p>1 再整備する厚木市ふれあいプラザの利用料金を定めるほか、所要の措置を講ずることとした。（第3条関係、第4条関係、第5条関係、第6条関係、第7条関係、第8条関係、第9条関係、第10条関係、第11条関係、第12条関係、第13条関係、第14条関係、第15条関係、第16条関係及び別表関係）</p> <p>2 この条例は、令和5年7月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。</p>	
<p>厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>行政総務課</p>
<p>1 厚木市ふれあいプラザPFI事業者選定委員会を廃止するため、所要の措置を講ずることとした。（別表関係）</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例について、附属機関の委員に係る規定を削るための改正を行うこととした。</p>	

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<p>1 本市の財政状況等を踏まえ、常勤特別職職員の給料の額を減額するため、次に掲げる条例について所要の措置を講ずることとした。</p> <p>(1) 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（第1条関係）</p> <p>(2) 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（第2条関係）</p> <p>2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。</p>	
厚木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<p>1 本市の財政状況等を踏まえ、職員給与を減額するため、所要の措置を講ずることとした。（附則第15項関係）</p> <p>2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。</p>	
厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	職員課
<p>1 新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等手当の支給に係る規定を定めるため、所要の措置を講ずることとした。（附則第4項関係）</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第4項の規定を適用する場合において、この条例による改正前の厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例第5条の規定により支給された感染症防疫等手当は、同項の規定による感染症防疫等手当の内払とみなすこととした。</p>	
厚木市庁舎建設等基金条例の一部を改正する条例	企画政策課
<p>1 厚木市庁舎建設等基金を市庁舎等で構成する複合施設の整備に必要な経費に充てるため、所要の措置を講ずることとした。（題名関係、第1条関係及び第6条関係）</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正前の厚木市庁舎建設等基金条例の規定による厚木市庁舎建設等基金に属する現金及び有価証券は、この条例による改正後の厚木市庁舎整備基金条例の規定による厚木市庁舎整備基金に属する現金及び有価証券とすることとした。</p>	
厚木市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国保年金課
<p>1 国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、保険料の減額に係る規定を改めるほか、所要の措置を講ずることとした。（第13条関係、第19条関係及び附則第3条関係）</p> <p>2 この条例は、公布の日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度までの年度分の保険料については、なお従前の例によることとした。</p>	
厚木市介護保険条例の一部を改正する条例	介護福祉課
<p>1 介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率を改めるほか、所要の措置を講ずることとした。（第3条関係及び附則第8条関係）</p> <p>2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市介護保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例によることとした。</p>	

厚木市企業等の立地促進等に関する条例の一部を改正する条例	産業振興課
<p>1 本条例の有効期限を延長するとともに、特定誘致地区及び戦略産業の対象を拡大するほか、所要の措置を講ずることとした。</p> <p>2 この条例は、一部の規定を除き、令和3年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市企業等の立地促進等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の立地について適用し、同日前に行われた立地については、なお従前の例によることとした。</p> <p>4 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例について、附属機関の委員に係る規定を削るための改正を行うこととした。</p>	

公布日 令和3年3月31日

厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例	保育課
<p>1 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の措置を講ずることとした。（別表第1関係及び別表第2関係）</p> <p>2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の規定は、令和3年4月分の保育料等から適用し、同月前の保育料等については、なお従前の例によることとした。</p>	
厚木市市税条例の一部を改正する条例	市民税課
<p>1 地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の措置を講ずることとした。（第29条の4関係、附則第6項関係、附則第8項関係及び附則第13項関係）</p> <p>2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。</p> <p>3 この条例による改正後の厚木市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例によることとした。</p>	